

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解(担当省庁の見解記入欄)						
							【A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討】						
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨
鳥取発次世 代社会モデ ル創造特区	電力供給の下 限値の要件緩和	24秋 2032	現在想定している事業形態の電気事業法上での 取扱を明確にしていたとともに、電圧維持義務が 課される電気事業者(一般及び特定電気事業者)に 該当するのであれば、法定電圧の下限值(95V)の緩和 を行うこと。	災害等による停電時に、地域の小水力発電 の電力を電力会社の送配電網を活用して、発 電所の近隣地区に供給することを計画してい る。当該地区の停電の状況は、管内の平均停 電時間に比べて長く、また別系統から電力を 供給することも可能だが、停電の規模等によっ ては速やかに送電できない可能性もあり、この ような場合に備えた電力供給システムを構築 するもの。電力供給は停電時のみに限り、安全 性を最優先し、地域の住民の協力により必要 最低限の量を無償で提供し、事業主体は地元 自治体等の公的団体を想定している。このよ うな事業形態は、電気事業法で様々な規制 が課される電気事業者に該当するかどうか不 明のため、事業計画等の具体的な検討を進め ることができない。	・電気事業法第26条 ・電気事業法施行規 則第44条	1回 目	経済産業省 経済産業省資源 エネルギー庁 電力 ・ガス事業部 電力 市場整備課 (合)電力基盤整 備課	・電気事業法第26 条 ・電気事業法施行 規則第44条	Z	—	—	電力系統全体の安定的な維持・運 用を図ることにより最終的に電気の使 用者を一般的に保護することを目的と している。	○いずれの提案も、災害時において、地元自治体等の公的団体が、電力会社の送電網を利用して、 小水力発電所による電力を発電所の近隣地区に無償で供給するという構想を念頭にいた制度的 措置の要望と認識しており、それぞれの提案に対する見解は以下のとおり。 ・電気事業法第26条に基づく電圧・周波数維持義務は、一般電気事業者及び特定電気事業者に課 せられるもの。無償で電気を供給するということであれば、「事業を営む」ことにはならず、一般電気 事業、特定電気事業者いずれにも該当しないことから、本条による電圧・周波数維持義務は課せられ ない。 ・低圧需要家への無償供給を行うにあたり、仮に電力会社の配電線による託送供給を念頭に置いて いるとすれば、現在の電力システム改革の議論において、低圧託送制度を創設することとしてお り、本制度を含む小売の参入自由化のための改正法案を来年の国会に提出予定である。 ○他方、そもそも制度以前の問題点として、本構想による電力供給の対象予定地域において過去長 時間停電が発生した原因は、当該地域内の事故によるものであるため、本提案で解決されるもの ではなく(事故時には一般電気事業者の送電線自体が使用できない)、また、電圧の低い電気を供給 することで需要家の設備が正常に稼働しないおそれがあり、需要家の理解が得られるのか、安全性 が確保されず事故が生じかねないのではないかといった課題があることから、実務者協議の結果、 鳥取県において、事業スキームも含め、提案内容の精査を行うこととなった。
						2回 目							
鳥取発次世 代社会モデ ル創造特区	低圧託送の取 扱の明確化	2131	災害等の停電時において、電力会社の送配電網を 利用して、地域の再生可能エネルギーによる電力を 地域に供給するため、低圧需要(契約電力50kW未 満)に対する託送の取扱を明確にすること。	災害等による停電時に、地域の小水力発電 の電力を電力会社の送配電網を活用して、発 電所の近隣地区に供給することを計画してい る。当該地区の停電の状況は、管内の平均停 電時間に比べて長く、また別系統から電力を 供給することも可能だが、停電の規模等によっ ては速やかに送電できない可能性もあり、この ような場合に備えた電力供給システムを構築 するもの。電力供給は停電時のみに限り、安全 性を最優先し、地域の住民の協力により必要 最低限の量を無償で提供し、事業主体は地元 自治体等の公的団体を想定している。しか しながら、低圧託送の取扱が明確でないため、 事業計画等の具体的な検討を進めることがで きない。	・電気事業法第2条第 1項第7号 ・電気事業法施行規 則第2条の2第1項第1 号	1回 目	経済産業省 経済産業省資源 エネルギー庁 電力 ・ガス事業部電力 市場整備課	・電気事業法第2 条第1項第7号 ・電気事業法施行 規則第2条の2第1 項第1号	Z	—	—	電力系統全体の安定的な維持・運 用を図ることにより最終的に電気の使 用者を一般的に保護することを目的と している。	○いずれの提案も、災害時において、地元自治体等の公的団体が、電力会社の送電網を利用して、 小水力発電所による電力を発電所の近隣地区に無償で供給するという構想を念頭にいた制度的 措置の要望と認識しており、それぞれの提案に対する見解は以下のとおり。 ・電気事業法第26条に基づく電圧・周波数維持義務は、一般電気事業者及び特定電気事業者に課 せられるもの。無償で電気を供給するということであれば、「事業を営む」ことにはならず、一般電気 事業、特定電気事業者いずれにも該当しないことから、本条による電圧・周波数維持義務は課せられ ない。 ・低圧需要家への無償供給を行うにあたり、仮に電力会社の配電線による託送供給を念頭に置いて いるとすれば、現在の電力システム改革の議論において、低圧託送制度を創設することとしてお り、本制度を含む小売の参入自由化のための改正法案を来年の国会に提出予定である。 ○他方、そもそも制度以前の問題点として、本構想による電力供給の対象予定地域において過去長 時間停電が発生した原因は、当該地域内の事故によるものであるため、本提案で解決されるもの ではなく(事故時には一般電気事業者の送電線自体が使用できない)、また、電圧の低い電気を供給 することで需要家の設備が正常に稼働しないおそれがあり、需要家の理解が得られるのか、安全性 が確保されず事故が生じかねないのではないかといった課題があることから、実務者協議の結果、 鳥取県において、事業スキームも含め、提案内容の精査を行うこととなった。
						2回 目							
鳥取発次世 代社会モデ ル創造特区	特定保健指導 の実施方法の 拡充	2132	対象者同士の交流による賞賛や励ましを特定保健 指導の一部とし、保健師と複数の対象者によるSNS を活用したコミュニケーションを特定保健指導 支援B として、特定保健指導のポイント対象とすることを提 案。	課題をニーズとして捉え、新たなビジネスモ デルを構築することが本特区の政策課題であ り、健康情報を有効活用したサービスのひとつ としてSNSを活用した特定保健指導を新たな 健康づくりサービスとして検討。SNSによる ネットワークの構築は、サービスを効果的に提 供する仕組み・環境となり得るものであり、多 様なサービスの創出を目指す本特区において 解決することが求められる課題と言える。 特定保健指導(積極的支援)は、栄養・運動 支援等の生活改善に必要な実践的な指導とそ の評価を行う「支援A」と生活改善に向けた取 組を維持するため賞賛や励ましを行う「支援 B」により構成されており、それぞれ対面、電話 (5分以上)、e-mail(1往復)等による方法が定 められている。しかし、取組の継続をいかに促 すかが特定保健指導の課題のひとつと考えら れるため、取組を維持するための賞賛や励ま しのやり方について、より柔軟な方法により実 施できるような制度とすることが求められて いる点に着目。	・特定健康診査の外部 委託に関する基準 (平成20年1月17日 厚生労働省告示第9 号)第2 2 ・標準的な健診・保健 指導プログラム(平成 19年4月)厚生労働 省健康局 第3編第3章3-1	1回 目	厚生労働省 厚生労働省健康 局がん対策・健康 増進課保健指導室 保険局総務課医 療費適正化対策 推進室	・特定健康診査及 び特定保健指導 の実施に関する 基準 ・特定健康診査及 び特定保健指導 の実施に関する 基準第7条第1項 及び第8条第1項 の規定に基づき 厚生労働大臣が 定める特定保健 指導の実施方法 ・標準的な健診・ 保健指導プログラ ム【改訂版】 ・特定健康診査・ 特定保健指導に 関するQ&A集	F	平成26年 4月	平成25年 度内に検 討	対象者の生活習慣改善のため には、自身が行動計画に基づいて実行 している取組に対して、賞賛や励まし などの自己効力感を高めるフォロー アップが重要であることから、面接や 電話、e-mailなどの手法により実施し た生活習慣改善の取組の継続に向け た支援を特定保健指導の手法として 認め、ポイントを付与している。	保健師等の保健指導実施者と複数の対象者によるSNSを活用したコミュニケーションを行うこと によって、自己効力感が高まる期待があるが、ご提案の実施にあたっては、保健師等専門職の関与の 位置づけやSNSによる相互の励ましのポイント上の評価などについて、検討を行う必要がある。
						2回 目							

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理 【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
鳥取発次世代社会モデル創造特区	電力供給の下限値の要件緩和	24秋2032	d	貴省からのご指摘を踏まえ、鳥取県において事業スキームも含め、提案内容の精査を行い、改めて協議を行いたい。	自治体は、安全性確保等の観点も踏まえつつ、事業スキームも含め、提案内容を精査すること。また経済産業省においては、自治体が今後提案内容を精査していくにあたり、自治体が希望する場合には、随時相談に応じること。	v
鳥取発次世代社会モデル創造特区	低圧託送の取扱の明確化	2131	d	貴省からのご指摘を踏まえ、鳥取県において事業スキームも含め、提案内容の精査を行い、改めて協議を行いたい。	自治体は、安全性確保等の観点も踏まえつつ、事業スキームも含め、提案内容を精査すること。また経済産業省においては、自治体が今後提案内容を精査していくにあたり、自治体が希望する場合には、随時相談に応じること。	v
鳥取発次世代社会モデル創造特区	特定保健指導の実施方法の拡充	2132	a	SNSを活用した特定保健指導の実施について、方向性についてご理解をいただきました。実施可能となるよう、貴省での検討事項の整理についてお願いします。	厚生労働省は自治体が要望する保健師等の保健指導実施者と複数の対象者によるSNSを活用した特定保健指導の実施について、実現に向けて平成25年度中に検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、保健師等の保健指導実施者と複数の対象者によるSNSを活用した特定保健指導の実施に係る検討状況について、厚生労働省は適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は厚生労働省と改めて協議を行うこと。	i

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含 む)
鳥取発次世 代社会モデ ル創造特区	特定保健指導 における禁止 行為の緩和	2133	特定保健指導を実施するために構築するネット ワークを活用し、サービス等を効果的に推奨・提供 (販売)できるよう要件緩和を行うこと。	課題をニーズとして捉え、新たなビジネスモ デルを構築することが本特区の政策課題であ り、健康情報を有効活用したサービスのひとつ としてSNSを活用した特定保健指導を新たな 健康づくりサービスとして検討。特定保健指導 を収益性のあるビジネスとして実施するため は、ネットワークを有効活用し多様なサービス の提供による新たなビジネスモデル(広告料収 入や販売手数料等)を確立することが必要。 特定保健指導を行う地位を利用した不平等な 推奨、販売を防ぐため、特定保健指導を行う際 に商品等の勧誘、販売等を行うことは禁止さ れているが、食事等を中心とした生活習慣の 改善だけでなく、一定のルールのもとで健康状 態、ライフスタイル等に応じたサービスの提供 を認めることが、特定保健指導の実施効果を 高める上で有効と考える。なお、今後、対象者 の増加が予測される特定保健指導を効率的に 実施していくためには、特定保健指導のアウト ソーシングを推進することが必要。	・特定健康診査の外 部委託に関する基準 (平成20年1月17日 厚生労働省告示第1 1号)第2 5(3)	1回 目	厚生労働省	厚生労働省・ 保険局総務課医 療費適正化対策 推進室	・特定健康診査及 び特定保健指導 の実施に関する 基準 ・特定健康診査及 び特定保健指導 の実施に関する 基準第16条第1項 の規定に基づき 厚生労働大臣が 定める者 ・特定健康診査及 び特定保健指導 の実施に関する 基準第17条の規 定に基づき厚生 労働大臣が定め る特定健康診査 及び特定保健指 導の実施に係る 施設、運営、記録 の保存等に関す る基準	Z	—	—	特定保健指導対象者に対する、特定 保健指導を行う地位を利用した不当 な推奨、販売等を防止するため。	SNS活用した特定保健指導を行い、そのSNSのネットワーク上に、個々の健康状態やライフサイク ルに応じた商品・サービスの広告等を掲載することについては、特定保健指導対象者に対し、商品 の販売等も特定保健指導の一環で行われているとの誤解等を抱かせ、不当な推奨、販売等が実施 される可能性があるため、実施は困難。 一方で、特定保健指導の始期と終期を明確にし、特定保健指導の一環ではないことが分かるよう にした上で、広告等を掲載することは可能である。
						2回 目								

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣官房地域活性化統合事務局

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理 【(i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの (ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの (iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの (iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの (v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの (vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i～vi)
鳥取発次世 代社会モデ ル創造特区	特定保健指導 における禁止 行為の緩和	2133	a	貴省からのご指摘については了解しました。 実施にあたっては、特定保健指導の一環ではないことを明確にした上で運営したいと思いますので、実際の運営方法について本県からの相談に応じていただきますようお願いいたします。	本件の協議は終了し、自治体は特定保健指導を行う際に活用するSNSの運営方法について検討を行うこと。 なお、今後、上記SNSの運営方法について自治体から相談があった場合、厚生労働省は必要に応じて助言を行うこと。	iii